明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件
（海上保安庁一五、一六）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局一七一～一七四）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局三五）　七
○道路に関する件
（九州地方整備局九九～一〇三）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　一四
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年四月五日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	江須埼南方浮魚礁施設灯
位置	
所在地	江須埼灯台（和歌山県西牟婁郡すさみ町）の南南西方約三二キロメートル
北緯	三三―一三―〇三
東経	一三五―三一―一五
撤去年月日	平成二十九年二月十五日
記事	一時変更

名称	博多港西防波堤南灯台
位置	
所在地	福岡県博多港第一区（西防波堤南端）
北緯	三三―三六―二六
東経	一三〇―二二―四一
廃止年月日	平成二十九年二月十五日

名称	鹿島港北海浜航路第三号灯浮標
位置	
所在地	茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の北東方約一・〇キロメートル）
北緯	三五―五七―四四
東経	一四〇―四一―四三
廃止年月日	平成二十九年二月十九日

名称	大船渡港湾口第一号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約一・九キロメートル）
北緯	三九―〇〇―五七
東経	一四一―四四―一三
廃止年月日	平成二十九年三月一日

名称	大船渡港湾口第二号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約一・八キロメートル）
北緯	三九―〇一―〇三
東経	一四一―四四―一五
廃止年月日	平成二十九年三月一日

名称	大船渡港湾口第三号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三九―〇一―〇九
東経	一四一―四三―五一
廃止年月日	平成二十九年三月二日

名称	大船渡港湾口第四号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三九―〇一―一四
東経	一四一―四三―五三
廃止年月日	平成二十九年三月二日

名称	階上灯台（青森県三戸郡階上町）の東方約三・一キロメートル
位置	
所在地	
北緯	四〇―二六―五一
東経	一四一―四三―〇六
廃止年月日	平成二十九年三月二日

名称	洋野沖風況観測システム灯浮標
位置	
所在地	
北緯	三八―一九―二〇
東経	一四一―〇二―五七
撤去年月日	平成二十九年三月五日
記事	一時変更

名称	塩釜第十号灯浮標
位置	
所在地	宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西方約一・九キロメートル）
北緯	三八―一九―二〇
東経	一四一―〇二―五七
撤去年月日	平成二十九年三月五日
記事	一時変更

名称	静岡県御前崎港防波堤Ｂ灯台
位置	
所在地	静岡県御前崎港（防波堤Ｂ北西端）
北緯	三四―三七―一七
東経	一三八―一三―三三
灯質	白色　塔形　単せん緑光　毎4秒に1せん光
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三・〇メートル
設置年月日	平成二十九年三月十七日
記事	静岡県管理

名称	御前崎港東防波堤仮設灯台
位置	
所在地	静岡県御前崎港（東防波堤北端）
北緯	三四―三八―一一
東経	一三八―一四―〇二
廃止年月日	平成二十九年三月十七日

名称	大浦湾第一号灯浮標
位置	
所在地	長島灯台（沖縄県名護市）の東方約二二〇メートル
北緯	二六―三一―一三
東経	一二八―〇三―四九
撤去年月日	平成二十九年三月十九日
記事	一時変更

名称	大浦湾第二号灯浮標
位置	
所在地	長島灯台（沖縄県名護市）の東北東方約四〇〇メートル
北緯	二六―三一―一四
東経	一二八―〇三―五六
撤去年月日	平成二十九年三月十九日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年四月五日

海上保安庁長官　中島　敏